

政 委 第 29 号  
平成 16 年 12 月 10 日

文部科学省独立行政法人評価委員会

委員長 渡 邊 正 太 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 村 松 岐 夫

平成 15 年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 16 年 8 月 31 日付をもって貴委員会から通知のあった「平成 15 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 3 回目の年度評価となりますが、今般、特殊法人等改革の一環として、昨年 10 月以降に設立された独立行政法人についても新たに評価の対象とされたところです。これらの法人については、今後、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要なものとなります。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見」（平成 14 年 12

月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2 次意見」という。)に加え、特殊法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、独立行政法人の業務類型別に、事務・事業の統廃合の視点や、コストの削減状況、公共事業等の適正な執行確保についての評価指標等を指摘した「評価における関心事項」(平成 16 年 6 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)を踏まえ、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。また、来年度に中期目標期間終了時の見直しが予定されている法人については、来年度の見直しにつながる主要な論点について評価が的確に行われる観点から意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2 次意見」や「評価における関心事項」の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」(平成 16 年 6 月 4 日閣議決定)に基づき、平成 16 年中に結論を得ることとされた前倒し見直し対象独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後は本意見中の「所管法人共通」の意見を踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

平成15年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見

【独立行政法人国立特殊教育総合研究所】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 本法人が実施している研究、研修、教育相談等については、大学、地方公共団体が設置する特殊教育センター等で実施されている同種業務との役割分担等を明確にした上で、同研究所の実際的な研究の重要な連携・協力機関であった久里浜養護学校が国立大学法人筑波大学の附属学校とされたことも考慮しつつ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、今後の業務の在り方が明確になるような評価を行うべきである。

【独立行政法人国立国語研究所】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 日本語研究及び国語研究については、社会的有用性の視点を具体的に明らかにした上で、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、今後の業務の在り方が明確になるような評価を行うべきである。
- ・ 日本語教育研修事業については、他の研修実施機関との役割分担等を踏まえて、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、今後の業務の在り方が明確になるような評価を行うべきである。

#### 【独立行政法人国立美術館】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 本法人は、展示、調査研究、教育普及等の業務を行っているが、他の独立行政法人や地方公共団体等が設置する施設の業務等との関係を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、今後の業務の在り方が明確になるような評価を行うべきである。

#### 【独立行政法人国立博物館】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 本法人は、展示、調査研究、教育普及等の業務を行っているが、他の独立行政法人や地方公共団体等が設置する施設の業務等との関係を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、今後の業務の在り方が明確になるような評価を行うべきである。

#### 【独立行政法人文化財研究所】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 本法人は、調査研究、文化財に関する資料の作成・公表、研修等の業務を行っているが、他の独立行政法人や地方公共団体等が設置する施設の業務等との関係を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、今後の業務の在り方が明確になるような評価を行うべきである。

#### 【独立行政法人科学技術振興機構】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 科学技術振興調整費の審査・執行に関する業務については、文部科学省からの受託業務として実施しているが、科学技術振興調整費は国の科学技術政策における重要度・影響度が高いこと等を踏まえ、同業務についても実績報告を詳細に把握した上で評価を行い、その結果を評価書に具体的に記載すべきである。
- ・ 本法人の附属施設である日本科学未来館の運営業務については、独立行政法人国立科学博物館等との連携の状況を的確に把握し、これら相互の活性化、相乗効果を促進するための連携の在り方を示すような評価も重要であることから、評価書に具体的に記載すべきである。

#### 【独立行政法人日本学術振興会】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 本法人が行う科学研究費補助金等による助成対象研究課題の評価業務については、研究費が高額で研究期間が長期にわたる研究課題の中間・事後評価業務だけでなく、プロセスチェック等により実施した評価業務についても把握・評価し、それらを評価書において明示するなど、評価結果が国民に分かりやすいものとすべきである。
- ・ 業務運営の効率化の評価については、効率化の目標数値の達成状況だけでなく、外部委託の推進状況等の効率化措置の内容を整理した資料等を活用することにより、その効率化努力の内容・状況を把握・分析し、業務運営の一層の効率化に資するような評価を行うべきである。

#### 【独立行政法人理化学研究所】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 研究開発業務の評価については、その評価の基になる資料が添付されていないが、その評価に当たって用いた本法人の自己評価の観点及び当該観点ごとの分析結果を参考資料等として添付すること等により、評価結果の客観性・具体性を向上させるべきである。

#### 【独立行政法人宇宙航空研究開発機構】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 本法人は、大学共同利用機関宇宙科学研究所、独立行政法人航空宇宙技術研究所及び宇宙開発事業団を統合し発足した法人であることを踏まえ、統合に伴う業務運営や管理部門等の合理化、効率化の状況について、財務面での効果も含め、具体的かつ詳細な業務実績、財務情報等を把握し、適切に分析・評価を行うべきである。
- ・ 設備維持業務や研究開発の支援・補助的業務等の外部委託による効率化の推進状況については、各部門・施設における外部委託の進捗状況を把握・分析し、委託可能な業務の範囲・委託目標を明確にした上で、的確な分析・評価を行うべきである。
- ・ ロケットの打ち上げ失敗や人工衛星の運用異常等に係る評価については、今後とも、プロジェクト失敗に係るマネジメント上の責任の観点のみならず、事故原因の分析結果が失敗後の計画、予算、人事等に適切に反映されているかとの観点をも踏まえた総合的な評価を行うべきである。

#### 【独立行政法人日本スポーツ振興センター】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 国立競技場等の管理運営業務の外部委託については、法人が策定した民間委託計画の妥当性を検証した上で評価を行うべきである。
- ・ スポーツ振興に関する助成業務については、助成先における事業効果を的確に把握・分析し、効果的な助成に資するような評価を行うべきである。
- ・ 災害共済給付事業については収入より支出が上回っているため、国と法人との責任分担を明らかにした上で、その原因を把握・分析し、収支の均衡を得るための措置を明らかにするような評価を行うべきである。

#### 【独立行政法人日本芸術文化振興会】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 新国立劇場等の公演内容の企画・制作業務、管理運営業務等の外部委託については、本法人の支出の3割超に及ぶ委託費が特定の関連公益法人に支出されている現状を踏まえ、委託による本法人全体としての費用削減効果及び委託先の関連公益法人における業務運営の効率化状況を把握した上で評価を行うべきである。
- ・ 芸術文化活動に対する助成業務については、可能な限り助成効果の具体的内容を把握した上で評価を行うべきである。

### 【日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 学校法人への補助事業における審査の過程も含めた採択の適切性・妥当性等に関する評価結果や学校法人への貸付事業における 審査の過程も含めた採択、貸付先の信用リスクや貸倒引当に係る貸付先の信用区分・計上方法、金利体系についての適切性・妥当性等に関する評価結果は、評価書上記載されていないことから、当該業務の透明性・信頼性を確保するためにも、国民に分かりやすいものとすべきであり、その際、文部科学省が所管の公益法人を通じて行う学校法人への利子助成の状況にも注視しつつ、評価を行うべきである。
- ・ 日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）第23条第3項に基づき行っている私学教職員への研修に対する助成業務については、助成先の助成対象事業の効果を把握した上で、適切に評価を行うべきである。

### 【所管法人共通】

- ・ 平成17年度末で中期目標期間が終了する法人のうち、16年中に見直しの結論を得る法人以外の特定独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。
- ・ 財務内容の改善に関する評価において、予算、収支計画及び資金計画と実績の対比による評価が行われていない独立行政法人が見受けられるので、このような法人については、計画と実績の対比、運営費交付金の執行状況と残高内容、当期損益と欠損状況、目的積立金の状況などを評価書、事業報告書等に明記した上で評価を行うべきで

ある。

- ・ 平成 15 年 10 月に特殊法人等から移行した独立行政法人の中には、役員の報酬等や職員の給与水準が国家公務員の給与水準等と比べ高い法人も見受けられるので、財務内容に関する分析・評価を行う場合は、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与水準の公表方法等について（ガイドライン）」（平成 15 年 9 月 9 日付け総務大臣通知）に則って 16 年 7 月に公表された各法人の給与水準のデータ等を活用し、当該法人の給与水準等が業務等に見合うものであるかどうかを把握した上で評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果  
についての意見

【独立行政法人教員研修センター】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、新中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 研修内容の見直し、研修期間の短縮化等、本年度から始まった中期目標期間中に具体化することとされた見直し事項は、毎年度の評価の結果を踏まえて具体化することとされている。

今後、教育の構造改革の必要性を踏まえ、民間にできることは民間に、地方にできることは地方にゆだね、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・集中するとの観点や、地方、民間、国立大学法人等と連携し、可能な業務はこれらの主体に移行する等の観点から、毎年度の評価において厳格かつ的確な評価を行うべきである。